

金沢市中央公民館の使用料の減免に関する審査基準の一部改正（案）について

1 趣 旨

金沢市中央公民館は、生涯学習のための拠点施設として、市民のニーズに応え、知識や教養を高めるための事業や学習の場を提供し、自主的な学習活動を支援する役割を果たしています（社会教育法第20条）。

金沢市中央公民館を利用する場合には、利用申請を行い、この申請に基づいて承認を受けた方は、その承認の際に「部屋の使用の対価として」使用料を納めていただく必要があります（金沢市中央公民館使用料条例第2条第2項）。

その一方で、本市では、特に必要があると認めるときには、使用料の減免を行っています（金沢市中央公民館使用料条例第3条）。これは、冒頭に述べた「中央公民館の果たす役割」に照らして、特に必要があるときには「使用料を減免することで、その対象となる団体の活動が促進され、結果として、市民全体の自主的な生涯学習活動の推進につながっていくことになる」と考えるからです。

このたび、本市では中央公民館本多町館と長町研修館を統合し、新たに「中央公民館長町館」を開館いたします。これを契機に、これまでの減免に関する審査基準を一部改正し、新たな「金沢市中央公民館の使用料の減免に関する審査基準」を定めるため、市民の皆様からのご意見・ご提案をいただきたいと考えています。

2 対 象

改 正 案	現 行
金沢市中央公民館の使用料の減免に関する審査基準については、金沢市中央公民館の使用料の減免に関する要綱（別紙）による。	中央公民館の使用料の減免に関する審査基準は、次のとおりとする。 金沢市中央公民館使用料条例第3条に規定する「特に必要があると認めるとき」とは、市長決裁により、使用料減免団体として認定された社会教育団体及びその他関係団体の使用であるときとする。

別紙

金沢市中央公民館の使用料の減免に関する要綱（案）

（趣旨）

第1条 この要綱は、金沢市中央公民館使用料条例（昭和38年条例第5号。以下「条例」という。）第3条の規定に基づき、金沢市中央公民館（以下「中央公民館」という。）の使用料（以下「使用料」という。）を減免する場合の取扱いに関し、必要な事項を定めるものとする。

（定義）

第2条 この要綱において「団体」とは、その構成員の数がおおむね5名以上であって、1年以上の活動実績を有し、かつ、今後も継続した活動が見込まれる団体をいう。

（減免の対象）

第3条 条例第3条の規定により中央公民館（松声庵を除く。）の使用料を減免することができるときは、次の各号のいずれかに該当するとき（第2号から第4までのいずれかに該当する場合にあっては、金沢市公民館設置条例（昭和24年条例第408号）別表1に規定する金沢市中央公民館長町館を使用するときに限る。）とする。

- (1) 金沢市教育委員会（以下「教育委員会」という。）が主催する事業のために使用するとき。
- (2) 本市の青少年及び青少年の指導者又はこれらを構成員とする団体が使用するとき。
- (3) 本市の女性を構成員とする団体が使用するとき。
- (4) 市民の自主的な研修活動等を行う団体が使用するとき。
- (5) 別表に定める団体が社会教育（社会教育法（昭和24年法律第207号）第2条に規定する社会教育をいう。）の目的で使用するとき。

2 条例第3条の規定により松声庵の使用料を減免することができるときは、金沢市又は教育委員会が主催し、又は共催する事業のために使用するときとする。

（決定の取消し等）

第4条 市長は、使用料の減免の決定を受けた者が偽りその他不正の手段により使用料の減免の決定を受けたことが判明したときは、当該使用料の減免の決定を取り消すものとする。

2 市長は、前項の規定により使用料の減免の決定を取り消した場合は、直ちに期日をもって当該減免の決定を取り消した者に使用料を納付させるものとする。

（雑則）

第5条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成19年10月1日から施行する。

別表（第3条関係）

1 社会教育団体

金沢市公民館連合会

金沢市公民館職員連絡協議会

金沢市PTA協議会

金沢市青少年団体連絡協議会

金沢市校下婦人会連絡協議会

金沢市体育協会

金沢市音楽文化協会

（社）金沢ボランティア大学校及び同窓会

（財）金沢国際交流財団

備考 上記の各団体を構成する団体を含む

2 その他関係団体

金沢市町会連合会

金沢市老人連合会

金沢大学法学部民法研究会

あすなる学級

金沢手をつなぐ親の会

備考 上記の各団体を構成する団体を含む